

川崎市公文書館だより

~Kawasaki City Archives News~

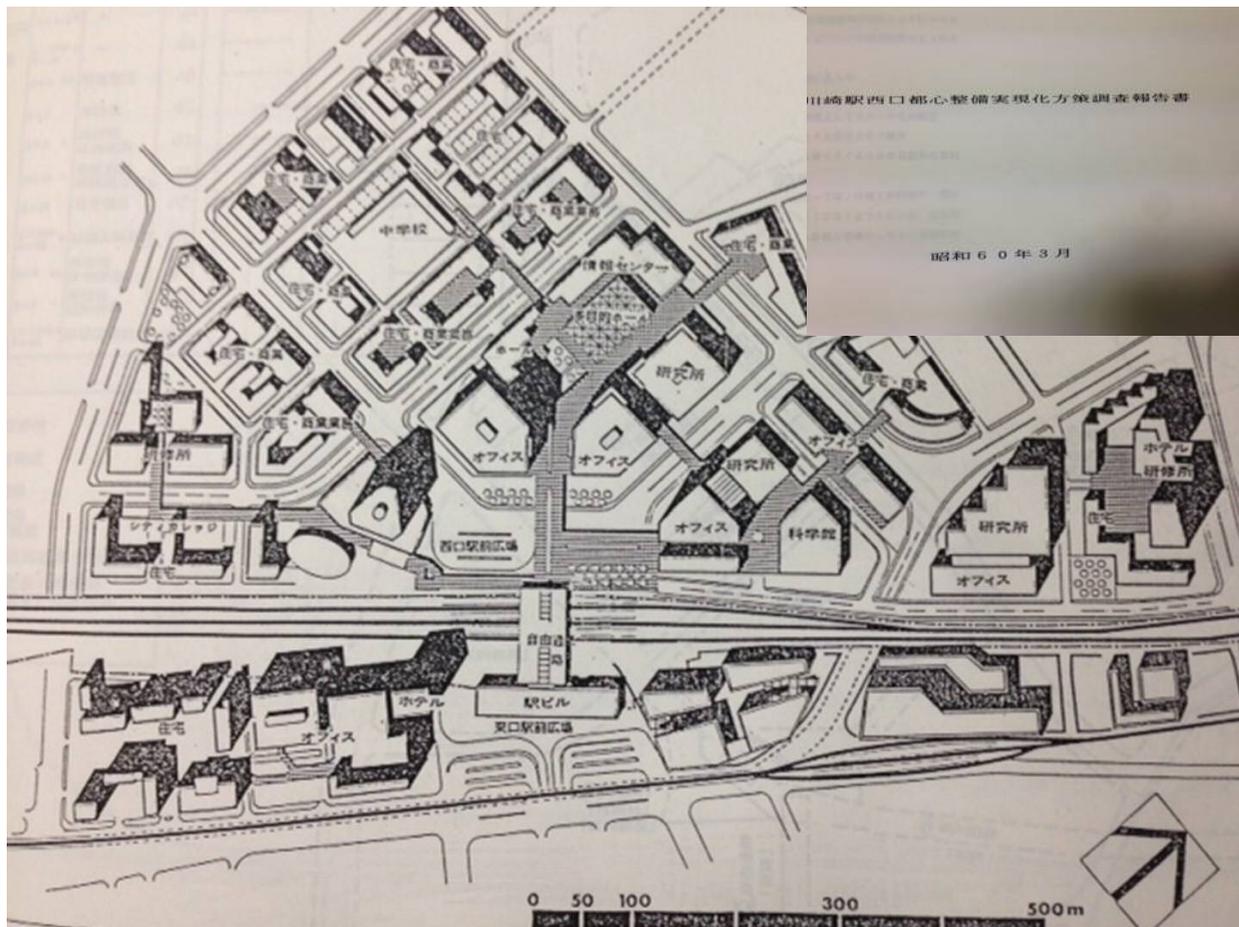


Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第36号 平成28年10月



この図は昭和60年3月に（財）都市計画協会から提出された「川崎駅西口都市整備実現化方策調査報告書」（歴公A2157）のイメージ図です。

この報告書は、企画調整局（当時）からの委託事業の調査結果で、川崎駅西口都心整備の推進にあたり、①事業費財源の捻出方法、②開発負担の公平化を図るためのルール化、③関連する法制度上の問題点とその解決方法について検討を行い、実現化の方策を探るための基礎資料とされたものです。

川崎駅西口には、明治から大正にかけて横浜製糖（現：大日本明治製糖）、東京電機（現：東芝）、明治製菓（現：明治）など大規模工場が開設され、戦後は住宅建設が行われました。時代が進み、工場の移転計画が持ち上がるたびに、その跡地をどうするかは、市の重要課題でした。

この図では、西口にオフィスビルのほか、研究施設、科学館、商業施設に住宅を交えた、高度情報化社会に対応したバランスの取れたまちの姿が描かれています。

現在の姿は、この図とは少し異なりますが、ラゾーナやホテルが駅前にでき、東芝の科学館も移転してくるなど、このプランの主旨がまちづくりに生かされてきたのではないのでしょうか。

発行 川崎市公文書館



聞いて損はない!? 古文書のつづやき⑬

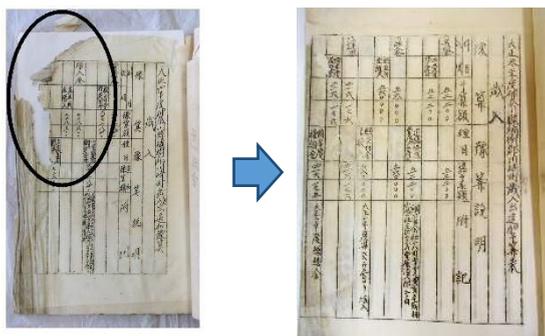
～資料修復のメリット・デメリット～



ご無沙汰しています、古文書でございます。

当館では特に経年劣化が激しく、閲覧・展示に使用する頻度の高い資料のうち、修復が急務であるものを館内で選定し、業者へ修復委託しています。

今回はその修復の一例をご紹介します。



◆水損による劣化のため紙が収縮・破損し、文字も欠損

↓↓修復後↓↓

◎裏打ち：欠損箇所の裏面に和紙を張り丈夫にする

◎ドライ・クリーニング：汚れ・カビを落とす

◎フラットニング：しわ伸ばし

修復行為は劣化を抑え、資料を長期的に利用可能な状態にしますが、一方で作成当時の姿に手を加えてしまうため、資料としての価値を落としてしまうデメリットを含んでいます。

以上のことから極力修復を避けるべく、日頃から紙資料の保存状態を調査し、少しでも劣化を阻止するための管理を行っています。

～公文書館のお仕事～

今回は公文書をどのように管理しているのかをご紹介します。



公文書館には毎年7月～10月にかけて、川崎市役所内で作成された公文書が搬入され、決められた年度ごとに分類をし、厳重に保管されています。

←左の写真は公文書が搬入される際の写真です。通路に公文書が入っている段ボールを積み重ねる形で搬入していきます。一度にたくさん搬入するので、段ボールの山になります。

昨年度は2万冊の公文書が当館にやってきました。公文書は職員の手作業により、一冊ずつ目録と現物を確認しながら書棚に配架していきます。

→右の写真は書庫の内部の様子です。作成された文書は、規定のファイルに綴じるので、パッと見ただけでは何の公文書なのか分かりづらいのです。

そこで当館では、種別と年度ごとに簿冊一つ一つに番号を振り分けて、管理しています（左写真）。

公文書を一冊ずつ確実に管理することで、10万冊以上の公文書を正確に保管しています。



【A2】平成25年度完結 2種【簿冊】		
局名	課名	配架番号
健康福祉局	医療政策推進室	486 ～ 494
	健康危機管理担当	495 ～ 528
	健康増進課	529 ～ 531
	生活衛生課	532 ～ 534
	動物愛護センター	535
	健康安全研究所	536 ～ 538
まちづくり局	第五保健短期大学事務局 秘書学生課	539 ～ 541
	交通政策室	542 ～ 549
	住宅整備課	550 ～ 551
	住宅管理課	552 ～ 568
	住宅設備推進課	567
	施設計画課	568 ～ 592
建築管理課	593 ～ 596	
定例委員会	597 ～ 811	

★公文書についての展示が当館1階にありますので是非ご覧ください★

江戸後期から明治中期における橘樹郡の「茶業」—現川崎市域を中心に—

当館非常勤嘱託職員（歴史担当） 菊地悠介

一 はじめに

本稿では、江戸後期から明治中期における橘樹郡の茶生産がどのようにおこなわれていたのかを検討し、橘樹郡の茶業が当該期にどのように位置づけられるのかを考察する。

江戸後期から明治中期における「茶業」¹を現段階で体系的にまとめた寺本益英氏²は、輸出商品としての茶といった焦点から、副業（在来産業）としての茶業が戦前期（幕末から戦間期）の日本経済とどのように関わり、どのような役割を果たしてきたか、産業史的に全体像を提示しており、非常に資するところが多い。しかし、寺本氏は、数か所の地域の「茶業」を検討したにすぎず、全体像を提示しきれていない。特に「茶特産地」や「非茶特産地」³で「茶業」に違いがあるなど、各地域の「茶業」には、固有の特色があるため全国各地域の「茶業」を詳細に検討する必要がある。また、産業史的な全体像だけでなく、当該期の社会・経済状況を総合的に鑑みたくえでの全体像を体系的にまとめる必要があると考えられる。

そのため、本稿では、前述の全体像を提示するための一助として、武蔵国橘樹郡（明治期には神奈川県橘樹郡）を事例とすることとした。現代の川崎市域では、平成18年の調査によると茶の生産はおこなわれていないが⁴、江戸後期から明治期においては、武蔵国橘樹郡長尾村（現川崎市多摩区長尾・宮前区五所塚・宮前区神木本町・宮前区神木）や武蔵国橘樹郡溝口村（現川崎市高津区溝口）などで茶が生産されていた。だが、「茶特産地」である現静岡県域、現茨城県域、現埼玉県域と比べると生産量は少なく、今も昔も「非茶特産地」であることは変わりなく、このような地域を事例とすることは、「茶特産地」「非茶特産地」間の違いや、地域固有の特色を検討するうえでも重要であると考えられる。

武蔵国橘樹郡の「茶業」に関する研究は、武蔵国久良岐郡横浜町（現横浜市中区・西区）やその近隣地域でおこなわれた貿易における「茶業」を事例としたことから始まったとあってよいであろう。山口和雄氏⁵、服部一馬氏⁶は、江戸後期における茶輸出先での需要、輸出までの状況、静岡での茶業、駿府商人と伊勢商人が横浜に集団で出店をおこなった経緯とその出店の経営状況、茶を取扱った外国商社の活動、横浜の茶売込商から外国商社への売込み過程と代金支払い方法、製茶技術の発達などを明らかにした。また、明治期に関しては、海野福寿氏が『横浜市史』において、貿易によって発展した茶業地域の地域性、売込商の動向、直輸出への動向、茶業組合の成立などを明らかにしている。しかし、これらの研究は、横浜町における特産地からの茶の流通方法、茶売込商の経営方法や動向、外国商社の活動、横浜町での製茶方法、茶輸出先での需要など貿易に関係する事象のみに焦点を当てており、横浜町以外の周辺地域の「茶業」については触れられていない。江戸後期における橘樹郡域の「茶業」の浸透度が低く、畑の周囲、農家の庭先に茶樹はあるが、それは自給用に利用されていた程度であった。流通の面でも一部の農民で茶樹を自家消費以上に有したものを、近隣の農民に生葉のまま摘採時に分け与える程度であり、広大な茶園を作ったり、多量の製茶をおこなって他へ販売することはなかった⁷。そのため、貿易に関与する余地もなかったため、触れられなかったのである。（次号へ続く）

1 本稿での「茶業」の定義は、茶園管理、茶生産（摘採及び加工）、茶流通（貿易も含む）、茶消費を含むものとする。

2 寺本益英『戦前期日本茶業史研究』（有斐閣、1999年）。

3 本稿では、「茶特産地」は、江戸後期では流通における知名度が高い地域や生産した茶が広範囲に流通している地域とし、明治期では生産量が多かった地域で、生産した茶が広範囲に流通している地域とする。「非茶特産地」は、江戸後期では自家消費分などの生産はされているが、販売・流通などは自家消費の余剰分を販売する程度の地域とし、明治期では生産量が少なく、生産した茶は自家消費の余剰分を販売する程度、または狭い範囲で局地的に流通している地域とする。また、「茶産地」は、茶を生産する地域全般をさし、「非茶産地」は、茶を全く生産しない地域とする。

4 農林水産省「平成18年産作況調査」。以降、市町村を対象とした茶の生産調査はおこなわれていない。なお、統計で把握できない茶園が存在する可能性も否定はできないが、とりあえず本稿では統計で把握できない茶園の生産量に関しては含めていない。

5 山口和雄「茶貿易の発達と製茶業」（財団法人開国百年記念文化事業会編『日米文化交渉史』第二巻 通商産業編、洋々社、1954年）。

6 服部一馬「初期茶貿易と商業資本」（『横浜大学論叢』10、1958年）、横浜市茶商組合『横浜茶業史』（横浜市茶商組合、1985年）、横浜市編『横浜市史』第二巻（横浜市、1982年）。

7 海野福寿「3製茶業」（第6編「地租改正と農業の動向」第3章「農業生産の様相」第2節「新しい農業の芽」『横浜市史』3下、1963年）。

平成28年度中級古文書講座のお知らせ

平成28年度中級古文書講座は、11月下旬から12月上旬に全4回開催いたします。

中級古文書講座は、古文書をある程度解読できる方を対象としています。

今回のテーマは「ペリー来航と川崎周辺地域」をテーマとして、川崎が黒船来航とどのような関わりをもっていたのかを読み解き、学習することにより、古文書解読力の向上と川崎市域の歴史・文化に対する共感と理解を深めます。

申し込みは10月下旬から市政だより、ホームページ、各区役所、図書館等にチラシを置いておりますので応募をお待ちしております。



【昨年のテキスト】



◇開館時間

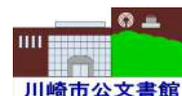
午前8時30分から午後5時まで

◇休館日

毎週月曜日

祝日法に定める休日（休日が月曜日に当たるときは火曜日も休館です。）

年末年始（12月29日から1月3日まで）



川崎市公文書館

〒211-0051 川崎市中原区宮内4-1-1

電話 044-733-3933

FAX 044-733-2400

E-mail 17koubun@city.kawasaki.jp

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/19-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

